

仙台市水道局工事共通仕様書（土木・配管工事編）（令和5年4月改定）新旧比較表

改訂前

改訂後

工 事 共 通 仕 様 書  
(土木・配管工事編)

~~令和4年4月~~

仙 台 市 水 道 局

工 事 共 通 仕 様 書  
(土木・配管工事編)

令和5年4月

仙 台 市 水 道 局

仙台市水道局工事共通仕様書（土木・配管工事編）（令和5年4月改定）新旧比較表

改訂前	改訂後
～（略）～	～（略）～
<p>第3節 一般材料</p> <p>2-3-1 一般材料の規格 ..... 37</p> <p>2-3-2 一般材料の品質の証明 ..... 37</p> <p>2-3-3 一般材料の検査 ..... 37</p> <p>2-3-4 目ズリ ..... 37</p> <p>2-3-<del>5</del> 改良土 ..... 37</p>	<p>第3節 一般材料</p> <p>2-3-1 一般材料の規格 ..... 37</p> <p>2-3-2 一般材料の品質の証明 ..... 37</p> <p>2-3-3 一般材料の検査 ..... 37</p> <p>2-3-4 目ズリ ..... 37</p> <p><del>2-3-5</del> 洗砂 ..... 37</p> <p>2-3-6 改良土 ..... 37</p>
<p>第3章 土木工事施工</p> <p>3-1 適用 ..... 38</p> <p>3-2 改良土土工 ..... 38</p> <p>3-3 急速硬化モルタル工 ..... 38</p>	<p>第3章 土木工事施工</p> <p>3-1 適用 ..... 38</p> <p>3-2 改良土土工 ..... 38</p> <p>3-3 急速硬化モルタル工 ..... 38</p>
<p>第4章 配管工事施工</p> <p>第1節 施工一般</p> <p>4-1-1 適用範囲 ..... 39</p> <p>4-1-2 施工 ..... 39</p> <p>4-1-3 水圧試験 ..... 39</p> <p>4-1-4 管の洗浄 ..... 40</p> <p>4-1-5 管の明示 ..... 40</p> <p>4-1-6 ポリエチレンスリーブ被覆工 ..... 45</p> <p>4-1-7 溶剤浸透防護スリーブ被覆工 ..... 47</p> <p>4-1-8 ロケーティングワイヤー設置工 ..... 47</p> <p>第2節 管路掘削工</p> <p>4-2-1 試掘調査 ..... 48</p> <p>4-2-2 埋設物の保護 ..... 48</p> <p>4-2-3 管基礎工 ..... 48</p> <p>4-2-4 土留工 ..... 48</p> <p>4-2-5 覆工 ..... 49</p> <p>4-2-6 水替工 ..... 49</p>	<p>第4章 配管工事施工</p> <p>第1節 施工一般</p> <p>4-1-1 適用範囲 ..... 39</p> <p>4-1-2 施工 ..... 39</p> <p>4-1-3 水圧試験 ..... 39</p> <p>4-1-4 管の洗浄 ..... 40</p> <p>4-1-5 管の明示 ..... 40</p> <p>4-1-6 ポリエチレンスリーブ被覆工 ..... 45</p> <p>4-1-7 溶剤浸透防護スリーブ被覆工 ..... 47</p> <p>4-1-8 ロケーティングワイヤー設置工 ..... 47</p> <p>第2節 管路掘削工</p> <p>4-2-1 試掘調査 ..... 48</p> <p>4-2-2 埋設物の保護 ..... 48</p> <p>4-2-3 管基礎工 ..... 48</p> <p>4-2-4 土留工 ..... 48</p> <p>4-2-5 覆工 ..... 49</p> <p>4-2-6 水替工 ..... 49</p>
iii	iii

仙台市水道局工事共通仕様書（土木・配管工事編）（令和5年4月改定）新旧比較表

改訂前	改訂後
<p>第2章 材 料 ～（略）～</p> <p>第3節 一般材料</p> <p>2-3-1 一般材料の規格 一般材料は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、本共通仕様書及び宮城県土木部共通仕様書第2編第2章「土木工事材料」に規定する品質を満たすものを使用するものとする。</p> <p>2-3-2 一般材料の品質の証明 1. 受注者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を受注者の責任において整備、保管するものとする。 2. 受注者は、設計図書により指定された材料については、使用前に見本又は資料を提出しなければならない。 3. 受注者は、設計図書により試験を行うことにしている工事材料について、JISまたは設計図書に示す方法により試験を行わなければならない。</p> <p>2-3-3 一般材料の検査 1. JWWA,JDPA,JIS,WSP,PTCの規格に適合する一般材料については監督職員の検査を要しないものとする。ただし、設計図書（特記仕様書等）に明示された一般材料においては監督職員の検査（確認を含む）を受けて合格したものを使用するものとする。 2. 前述1.の監督職員の検査（確認を含む）に合格した一般材料であっても、施工時において変質又は不良品と思われる一般材料は、受注者の費用負担で試験等を行い品質が証明されたものを使用するものとする。</p> <p>2-3-4 目ズリ 目ズリは、以下の規格に適合したものをを使用することとする。 (1) 粒径は、概ね0mm以上40mm以下であること。 (2) 細粗適度に混合しているものであること。 (3) 品質は、強硬耐久を有するものであって、ゴミ・粘土・有機物その他の有害物を含まないものであること。</p> <p>2-3-5 改良土 改良土は、建設発生土を原料土とし石灰（生石灰及び消石灰）、石灰系改良材、セメント、セメント系改良材により改良したもので、共通仕様書付則6「埋戻し等に使用する改良土の標準仕様書」の規定に適合するものとする。</p>	<p>第2章 材 料 ～（略）～</p> <p>第3節 一般材料</p> <p>2-3-1 一般材料の規格 一般材料は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、本共通仕様書及び宮城県土木部共通仕様書第2編第2章「土木工事材料」に規定する品質を満たすものを使用するものとする。</p> <p>2-3-2 一般材料の品質の証明 1. 受注者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を受注者の責任において整備、保管するものとする。 2. 受注者は、設計図書により指定された材料については、使用前に見本又は資料を提出しなければならない。 3. 受注者は、設計図書により試験を行うことにしている工事材料について、JISまたは設計図書に示す方法により試験を行わなければならない。</p> <p>2-3-3 一般材料の検査 1. JWWA,JDPA,JIS,WSP,PTCの規格に適合する一般材料については監督職員の検査を要しないものとする。ただし、設計図書（特記仕様書等）に明示された一般材料においては監督職員の検査（確認を含む）を受けて合格したものを使用するものとする。 2. 前述1.の監督職員の検査（確認を含む）に合格した一般材料であっても、施工時において変質又は不良品と思われる一般材料は、受注者の費用負担で試験等を行い品質が証明されたものを使用するものとする。</p> <p>2-3-4 目ズリ 目ズリは、以下の規格に適合したものをを使用することとする。 (1) 粒径は、概ね0mm以上40mm以下であること。 (2) 細粗適度に混合しているものであること。 (3) 品質は、強硬耐久を有するものであって、ゴミ・粘土・有機物その他の有害物を含まないものであること。</p> <p>2-3-5 洗砂 洗砂は、ごみ、泥、有機不純物などを除去するために洗浄した砂であり、JIS A 5308「レディーミクストコンクリート用骨材」に相当するものであること。</p> <p>2-3-6 改良土 改良土は、建設発生土を原料土とし石灰（生石灰及び消石灰）、石灰系改良材、セメント、セメント系改良材により改良したもので、共通仕様書付則6「埋戻し等に使用する改良土の標準仕様書」の規定に適合するものとする。</p>
27	27

仙台市水道局工事共通仕様書（土木・配管工事編）（令和5年4月改定）新旧比較表

改訂前	改訂後																									
<p>第4章 配管工事施工 ～（略）～</p>	<p>第4章 配管工事施工 ～（略）～</p>																									
<p>(4) 水道配水用ポリエチレン管における水圧試験</p> <p>水道配水用ポリエチレン管の施工路線で水圧試験を実施する場合は、管の膨張や収縮の影響による水圧の変動を抑える目的から、1.0MPaの水圧を1時間以上加圧したのち、前項(1) <del>から(9)</del>に従い水圧試験に臨むこととする。</p> <p>なお、試験前の加圧作業を行った場合でも、管の膨張や収縮が水圧に影響を及ぼすことがあるため、下記のいずれかを満たした場合に、試験に合格したものとみなす。</p> <p>○ <del>前項(9)に示す</del>加圧時間の間、(1)に示す試験水圧を保持する。</p> <p>○ <del>前項(2)に示す</del>加圧時間の間に水圧に変動があった場合、水圧の変動が停止するまで中断し、停止した時点から再度 <del>(3)に従い、定めた</del>加圧時間の間、水圧を維持することを確認する。ただし、水圧低下時の下限値を0.90MPaとし、これを下回る場合には施工不良等がないか改めて確認することとする。</p> <p>3. 試験用水は、原則として上水道水とする。その取水方法等については、監督職員の指示に従わなければならない。</p> <p>4. 水圧試験において一時的に管末となる部分については、試験中に拔出しによる事故等のないように十分な安全策を講じなければならない。</p> <p>5. 水圧試験が不合格になったときは、直ちにその原因を究明し、改めて試験を行うものとする。</p> <p>6. 水圧試験を行うために取付けた各器具は、試験完了後直ちに取外すものとする。</p> <p>4-1-4 管の洗浄</p> <p>呼び径φ300以下の管内の洗浄に使用する水は上水道水とし、洗浄方法は、ポリビッグ工法によることを原則とする。ただし、呼び径φ50以下はこの限りではなく、連絡工事時等の給水開始前に適量の水を放出し十分な管内流速(概ね0.4m/s以上)をつけて洗浄することで、これに代えることができることとし、洗浄方法については監督職員との協議により決定するものとする。また、管内を消毒する場合は、「水道維持管理指針」を準用するものとする。</p> <p>また、呼び径φ400以上の管内の洗浄方法については、監督職員と協議の上決定することとする。</p> <p>4-1-5 管の明示</p> <p>1. 地下に埋設する管類は、管明示テープ及び管明示シートにより、明示を行わなければならない。</p>	<p>(4) 水道配水用ポリエチレン管における水圧試験</p> <p>水道配水用ポリエチレン管の施工路線で水圧試験を実施する場合は、管の膨張や収縮の影響による水圧の変動を抑える目的から、1.0MPaの水圧を1時間以上加圧したのち、前項(1) <del>(2)</del>に従い水圧試験に臨むこととする。</p> <p>加圧時間については、下表による。</p> <p>[水圧試験加圧時間表] 水圧：1.0MPa</p> <p style="text-align: center;">水道配水用ポリエチレン管</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>延長(m)</th> <th>400</th> <th>700</th> <th>1300</th> <th>1600</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>呼び径</td> <td>～399</td> <td>～699</td> <td>～1299</td> <td>～1599</td> </tr> <tr> <td>φ50</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>φ75</td> <td>(30分以上)</td> <td></td> <td>(1時間以上)</td> <td>(2時間以上)</td> </tr> <tr> <td>φ100</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、試験前の加圧作業を行った場合でも、管の膨張や収縮が水圧に影響を及ぼすことがあるため、下記のいずれかを満たした場合に、試験に合格したものとみなす。</p> <p>○ <del>上表の</del>加圧時間の間、(1)に示す試験水圧を保持する。</p> <p>○ <del>上表の</del>加圧時間の間に水圧に変動があった場合、水圧の変動が停止するまで中断し、停止した時点から再度 <del>上表の</del>加圧時間の間、水圧を維持することを確認する。ただし、水圧低下時の下限値を0.90MPaとし、これを下回る場合には施工不良等がないか改めて確認することとする。</p> <p>3. 試験用水は、原則として上水道水とする。その取水方法等については、監督職員の指示に従わなければならない。</p> <p>4. 水圧試験において一時的に管末となる部分については、試験中に拔出しによる事故等のないように十分な安全策を講じなければならない。</p> <p>5. 水圧試験が不合格になったときは、直ちにその原因を究明し、改めて試験を行うものとする。</p> <p>6. 水圧試験を行うために取付けた各器具は、試験完了後直ちに取外すものとする。</p> <p>4-1-4 管の洗浄</p> <p>呼び径φ300以下の管内の洗浄に使用する水は上水道水とし、洗浄方法は、ポリビッグ工法によることを原則とする。ただし、呼び径φ50以下はこの限りではなく、連絡工事時等の給水開始前に適量の水を放出し十分な管内流速(概ね0.4m/s以上)をつけて洗浄することで、これに代えることができることとし、洗浄方法については監督職員との協議により決定するものとする。また、管内を消毒する場合は、「水道維持管理指針」を準用するものとする。</p>	延長(m)	400	700	1300	1600	呼び径	～399	～699	～1299	～1599	φ50					φ75	(30分以上)		(1時間以上)	(2時間以上)	φ100				
延長(m)	400	700	1300	1600																						
呼び径	～399	～699	～1299	～1599																						
φ50																										
φ75	(30分以上)		(1時間以上)	(2時間以上)																						
φ100																										
40	40																									

仙台市水道局工事共通仕様書（土木・配管工事編）（令和5年4月改定）新旧比較表

改訂前	改訂後
<p>第5章 給水装置切替工事 ～（略）～</p> <p style="text-align: right; color: red;">（平成31年4月一部改定）</p> <p>5-2-5 関係住民への広報 切替工事施工にあたっては、関係住民への工事説明及び断水広報等を行い十分な協力を得られるよう努めるものとする。</p> <p>5-2-6 土地の立入り等 切替工事施工にあたり宅地（公有又は私有の土地）に立入る場合はあらかじめ所有者又は使用者に通知するものとする。</p> <p>5-2-7 配管工事 配管工事は原則として「付則4配管工事標準図集」の給水装置切替工事標準配管図に基づき施工するものとする。</p> <p>5-2-8 土工事</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 土工事は原則として「付則4配管工事標準図集」の給水装置切替工事標準土工図に基づき施工するものとする。</li> <li>2. 宅地内復旧は原形復旧を原則とする。</li> </ol> <p>5-2-9 水圧試験 呼び径φ75以上の不断水穿孔を行う場合は、監督職員による水圧試験の対象となる。また、その範囲及び方法は、本共通仕様書4-3-6の規定によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">86</p>	<p>第5章 給水装置切替工事 ～（略）～</p> <p style="text-align: right; color: red;">（令和5年4月一部改定）</p> <p>5-2-5 関係住民への広報 切替工事施工にあたっては、関係住民への工事説明及び断水広報等を行い十分な協力を得られるよう努めるものとする。</p> <p>5-2-6 土地の立入り等 切替工事施工にあたり宅地（公有又は私有の土地）に立入る場合はあらかじめ所有者又は使用者から了承を得るものとする。</p> <p>5-2-7 配管工事 配管工事は原則として「付則4配管工事標準図集」の給水装置切替工事標準配管図に基づき施工するものとする。</p> <p>5-2-8 土工事</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 土工事は原則として「付則4配管工事標準図集」の給水装置切替工事標準土工図に基づき施工するものとする。</li> <li>2. 宅地内復旧は原形復旧を原則とする。</li> </ol> <p>5-2-9 水圧試験 呼び径φ75以上の不断水穿孔を行う場合は、監督職員による水圧試験の対象となる。また、その範囲及び方法は、本共通仕様書4-3-6の規定によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">86</p>

仙台市水道局工事共通仕様書（土木・配管工事編）（令和5年4月改定）新旧比較表

改訂前

改訂後

付則1

工事施工管理基準及び規格値

~~平成31年4月~~

仙台市水道局

付則1

工事施工管理基準及び規格値

令和5年4月

仙台市水道局

仙台市水道局工事共通仕様書（土木・配管工事編）（令和5年4月改定）新旧比較表

改訂前

改訂後

工種別写真撮影箇所一覧表

工種別写真撮影箇所一覧表

章	節	工種	写真管理項目				摘要
			撮影項目	撮影頻度	撮影時期	提出頻度	
4	配管工事施工	1 施工一般	水圧試験	試験箇所毎1回	試験時	全箇所	
			管洗浄	ポリビック状況	実施箇所毎1回	挿入時 排出時	代表箇所
		管の明示	管明示の状況	施工箇所又は40m毎1回	設置後	代表箇所	
		ポリエチレンスリーブ被覆工	被覆状況(固定箇所)	施工箇所又は40m毎1回	被覆後	代表箇所	
			被覆状況(ラップ長さ)	全箇所1回	被覆後	全箇所分	
溶剤浸透防護スリーブ被覆工	被覆状況(固定箇所)	施工箇所又は40m毎1回	被覆後	代表箇所			
	被覆状況(ラップ長さ)	全箇所1回	被覆後	全箇所分			
ローケーティングワイヤー設置工	設置状況(固定箇所)	施工箇所又は40m毎1回	設置後	代表箇所各1枚	溶剤浸透防護スリーブ被覆工の併せて1枚の写真としても差し支えない		
2	管路掘削工	試掘調査	掘削位置	全箇所1回	掘削前		試掘結果報告書に添付
			埋設物の位置、離隔、土被り、配列	全箇所1回	掘削後		
		埋設物の保護	吊り防護、受け防護の施工状況	施工箇所毎1回	設置後	代表箇所	
		土留工	使用材料	施工箇所又は40m毎1回	設置前	代表箇所	
			設置状況	施工箇所又は40m毎1回	設置後		
			設置延長	全数量	設置後	全延長	
		覆工	施工状況(すりつけ等を含む)	施工箇所又は40m毎1回	設置後	代表箇所	
		水替工	設置状況	施工箇所毎1回	設置後	代表箇所	
		掘削工	舗装切断状況	施工箇所毎1回	施工中	代表箇所各1枚	
			舗装破砕状況	施工箇所又は40m毎1回	施工中		
掘削状況	施工箇所又は40m毎1回		施工中				
掘削深さ及び幅	施工箇所又は40m毎1回 会所掘り5箇所毎1回		掘削後				
残土処分	捨場状況	捨場毎1回	敷均し後	代表箇所各1枚			
	残土仮置場の状況	指定場所毎1回	仮置後				
3	管布設工	管、弁類の取扱い	管の吊込み状況	施工箇所又は40m毎1回	施工中	代表箇所各1枚	
		管の据付け	土被り及び占用位置	施工箇所又は40m毎1回及び変化点毎1回	据付後	変化点毎1枚	
			既設物と占用位置等の関連	施工箇所又は40m毎1回	据付後	代表箇所	
		管の切断	切管の有効長	全数量	切断面処理後	全数量分	

～ (略) ～

章	節	工種	写真管理項目				摘要
			撮影項目	撮影頻度	撮影時期	提出頻度	
4	配管工事施工	1 施工一般	水圧試験	試験箇所毎1回	試験時	全箇所分	
			管洗浄	ポリビック状況	実施箇所毎1回	挿入時 排出時	代表箇所各1枚
		管の明示	管明示の状況	施工箇所又は40m毎1回	設置後	代表箇所各1枚	
		ポリエチレンスリーブ被覆工	被覆状況(固定箇所)	施工箇所又は40m毎1回	被覆後	代表箇所各1枚	
			被覆状況(ラップ長さ)	全箇所1回	被覆後	全箇所分	
溶剤浸透防護スリーブ被覆工	被覆状況(固定箇所)	施工箇所又は40m毎1回	被覆後	代表箇所各1枚			
ローケーティングワイヤー設置工	設置状況(固定箇所)	施工箇所又は40m毎1回	設置後	代表箇所各1枚	溶剤浸透防護スリーブ被覆工の併せて1枚の写真としても差し支えない		
2	管路掘削工	試掘調査	掘削位置	全箇所1回	掘削前		試掘結果報告書に添付
			埋設物の位置、離隔、土被り、配列	全箇所1回	掘削後		
		埋設物の保護	吊り防護、受け防護の施工状況	施工箇所毎1回	設置後	代表箇所各1枚	
		土留工	使用材料	施工箇所又は200m毎1回	設置前	代表箇所各1枚	
			設置状況	施工箇所又は200m毎1回	設置後		
			設置延長	全数量	設置後	全延長分	
		覆工	施工状況(すりつけ等を含む)	施工箇所又は200m毎1回	設置後	代表箇所各1枚	
		水替工	設置状況	施工箇所毎1回	設置後	代表箇所各1枚	
		掘削工	舗装切断状況	施工箇所毎1回	施工中	代表箇所各1枚	
			舗装破砕状況	施工箇所又は200m毎1回	施工中		
掘削状況	施工箇所又は200m毎1回		施工中				
掘削深さ及び幅	施工箇所又は200m毎1回 会所掘り5箇所毎1回		掘削後				
残土処分	捨場状況	捨場毎1回	敷均し後	代表箇所各1枚			
	残土仮置場の状況(指定した時)	指定場所毎1回	仮置後				
3	管布設工	管、弁類の取扱い	管の吊込み状況	施工箇所又は40m毎1回	施工中	代表箇所各1枚	
		管の据付け	土被り及び占用位置	施工箇所又は40m毎1回及び変化点毎1回	据付後	変化点毎1枚	
			既設物と占用位置等の関連	施工箇所又は40m毎1回	据付後	代表箇所各1枚	
		管の切断	切管の有効長	全数量	切断面処理後	全数量分	

～ (略) ～

仙台市水道局工事共通仕様書（土木・配管工事編）（令和5年4月改定）新旧比較表

改訂前						改訂後										
章	節	工種	写真管理項目			摘要	章	節	工種	写真管理項目			摘要			
			撮影項目	撮影頻度	撮影時期					提出頻度	撮影項目	撮影頻度		撮影時期	提出頻度	
9	鋼管塗覆装及び塗装工	管塗装	材料使用量(塗料缶)	全数量	使用前後	代表箇所	9	鋼管塗覆装及び塗装工	管塗装	材料使用量(塗料缶)	全数量	使用前後	代表箇所各1枚			
			ケレン状況	1スパン1回	施工前後					ケレン状況	1スパン1回	施工前後				
			下地処理及び塗装状況	継手毎全層又は1スパン1回	塗装後					下地処理及び塗装状況	継手毎全層又は1スパン1回	塗装後				
			ジョイントコート	継手毎全層又は1スパン1回	塗装後					ジョイントコート	継手毎全層又は1スパン1回	塗装後				
	その他の塗装	材料使用量(塗料缶)	全数量	使用前後	代表箇所	その他の塗装		材料使用量(塗料缶)	全数量	使用前後	代表箇所各1枚					
		下地処理及び塗装状況	施工箇所毎全層1回	塗装後				下地処理及び塗装状況	施工箇所毎全層1回	塗装後						
		塗覆装及び塗装面の検査	外観試験 密着試験 ピンホール試験 膜厚試験	試験毎に1回				試験実施中	塗覆装及び塗装面の検査	外観試験 密着試験 ピンホール試験 膜厚試験		試験毎に1回	試験実施中	代表箇所各1枚		
	10 接合工 管	管の切断	切管の有効長	全数量	切断面処理後	全数量分		10 接合工 管	管の切断	切管の有効長	全数量	切断面処理後	全数量分			
		接合状況	管の接合状況	全箇所1回	接合後	全箇所分			接合状況	管の接合状況	全箇所1回	接合後	全箇所分			
		離脱防止金具の設置	設置状況	全箇所1回	設置後	全箇所分			離脱防止金具の設置	設置状況	全箇所1回	設置後	全箇所分			
4 配管工事 施工	11 管路掘削に伴う路面復旧	埋戻し工	埋戻し状況	各層毎施工箇所又は40mに1回	施工中	代表箇所	4 配管工事 施工	11 管路掘削に伴う路面復旧	埋戻し工	埋戻し状況	各層毎施工箇所又は200mに1回	施工中	代表箇所各層1枚			
			転圧状況 厚さ	各層毎施工箇所又は40mに1回	修正後					転圧状況 厚さ	各層毎施工箇所又は200mに1回	修正後				
		仮復旧	修正状況	施工箇所又は40m毎1回	修正後	代表箇所			仮復旧	修正状況	施工箇所又は200m毎1回	修正後	代表箇所各1枚			
			路盤工	敷均し厚さ	各層毎施工箇所又は40mに1回					代表箇所	路盤工	敷均し厚さ		各層毎施工箇所又は200mに1回	施工中	代表箇所各層1枚
				転圧状況	各層毎施工箇所又は40mに1回							修正後		転圧状況		
		厚さ	各層毎施工箇所又は40mに1回	修正後	代表箇所	厚さ			各層毎施工箇所又は200mに1回	修正後	代表箇所各層1枚					
		本復旧 基層工	修正状況	各層毎施工箇所又は40mに1回					修正後	本復旧 基層工		修正状況	各層毎施工箇所又は200mに1回	修正後	代表箇所各層1枚	
		本復旧 表層工	タックコート、プライムコート	各層毎に1回	散布時	代表箇所			本復旧 表層工	タックコート、プライムコート	各層毎に1回	散布時	代表箇所各層1枚			
			修正状況	各層毎施工箇所又は40mに1回	修正後					代表箇所	修正状況	各層毎施工箇所又は200mに1回		修正後	代表箇所各層1枚	
				タックコート、プライムコート	各層毎に1回							散布時		タックコート、プライムコート		各層毎に1回
平坦性	1工事1回	実施中	代表箇所各1枚	平坦性	1工事1回	実施中	代表箇所各1枚									
12 水管橋	水管橋架設	架設状況(吊り込み、組み立て)		1スパン毎1回	施工中	代表箇所各1枚		12 水管橋	水管橋架設	架設状況(吊り込み、組み立て)	1スパン毎1回	施工中	代表箇所各1枚			
		溶接	第6節 鋼管溶接継手に準拠				溶接			第6節 鋼管溶接継手に準拠						
		塗装	第8節 鋼管塗覆装及び塗装工に準拠				塗装			第8節 鋼管塗覆装及び塗装工に準拠						
13 推進工事	さや管内配管	スペーサー設置状況	施工箇所毎1回	設置後	代表箇所	13 推進工事	さや管内配管	スペーサー設置状況	施工箇所毎1回	設置後	代表箇所各1枚					
		溶接	第6節 鋼管溶接継手に準拠					溶接	第6節 鋼管溶接継手に準拠							
		塗装	第8節 鋼管塗覆装及び塗装工に準拠					塗装	第8節 鋼管塗覆装及び塗装工に準拠							
	中込め注入	施工状況	施工箇所毎1回	施工中	代表箇所		中込め注入	施工状況	施工箇所毎1回	施工中	代表箇所各1枚					

～ (略) ～

～ (略) ～



仙台市水道局工事共通仕様書（土木・配管工事編）（令和5年4月改定）新旧比較表

改訂前

改訂後

付則2  
工事関係提出様式

~~令和3年6月~~

仙台市水道局

付則2  
工事関係提出様式

令和5年4月

仙台市水道局

仙台市水道局工事共通仕様書（土木・配管工事編）（令和5年4月改定）新旧比較表

改訂前

改訂後

R3.6.1以降適用

R5.2.1以降適用

提出書類一覧表

提出書類一覧表

規 程：仙台市水道局契約規程  
 約 款：工事請負契約書契約約款  
 仕 様：工事共通仕様書（土木・配管工事編）  
 副産物表編：仙台市水道局発注工事における  
 建設副産物適正処理推進要綱

規 程：仙台市水道局契約規程  
 約 款：工事請負契約書契約約款  
 仕 様：工事共通仕様書（土木・配管工事編）  
 副産物表編：仙台市水道局発注工事における  
 建設副産物適正処理推進要綱

様式番号	様式名称	条 項	提出 期 日	部 数	摘 要
1-2	質問回答書（現場説明当日用）	約款第1条		—	
1-3	現場説明書	約款第1条		—	
2	設計図書等に関する質問回答書	約款第1条	現場説明者が指示する期日まで	1	
3					
4	着手届等	規程第23条第2項、約款第3条	契約締結の日から14日以内	2	
4-2	請負代金内訳書の提出について（余裕期間を設けた工事）	規程第23条第2項、約款第3条	契約締結の日から14日以内	2	
4-3	着手届等（余裕期間を設けた工事）	規程第23条第2項、約款第3条	着手指定日から14日以内	2	
5	工事工程表	約款第3条 変更は工事変更協議書	契約締結後14日以内 変更契約時	2	着手届等に添付 工期を変更する場合
6	下請負人通知書（第 回）	約款第7条	下請契約後直ちに	1	
7	下請体制表（第 回）	約款第7条	下請契約後直ちに	1	下請負人通知書に添付
8	監督職員通知書	約款第9条第1項		—	参考様式
8-2	監督職員変更通知書	約款第9条第1項		—	
8-3	監督職員通知書	約款第9条第1項、第3項		—	
9	現場代理人等通知書	約款第10条第1項	契約締結の日から14日以内 （変更はその都度）	2	
10					
11	経歴書	約款第10条第1項	契約締結の日から14日以内 （変更はその都度）	2	現場代理人等通知書に添付 ※注1
12	工事履行報告書	約款第11条	翌月の5営業日以内	1	
13	工事関係者措置請求書	約款第12条第1項、第2項	その都度	—	
14	工事材料検査（確認）について	約款第13条第2項	その都度	2	
15					
16	支給・貸与品要求書	仕様 1-16 第1項	使用開始日の14日前まで	1	
17	支給品受領書	約款第15条第3項	引渡の日から7日以内	1	関連：様式16
18	支給品精算書	約款第16条第9項	その都度	2	2部提出1部返却
19	貸与品借用書	約款第15条第3項	引渡の日から7日以内	1	関連：様式16
20	貸与品返納書	約款第16条第9項	その都度	2	2部提出1部返却

様式番号	様式名称	条 項	提出 期 日	部 数	摘 要
1-2	質問回答書（現場説明当日用）	約款第1条		—	
1-3	現場説明書	約款第1条		—	
2	設計図書等に関する質問回答書	約款第1条	現場説明者が指示する期日まで	1	
3					
4	着手届等	規程第23条第2項、約款第3条	契約締結の日から14日以内	2	
5	工事工程表	約款第3条 変更は工事変更協議書	契約締結後14日以内 変更契約時	2	着手届等に添付 工期を変更する場合
6	下請負人通知書（第 回）	約款第7条	下請契約後直ちに	1	
7	下請体制表（第 回）	約款第7条	下請契約後直ちに	1	下請負人通知書に添付
8	監督職員通知書	約款第9条第1項		—	参考様式
8-2	監督職員変更通知書	約款第9条第1項		—	
8-3	監督職員通知書	約款第9条第1項、第3項		—	
9	現場代理人等通知書	約款第10条第1項	契約締結の日から14日以内 （変更はその都度）	2	
10					
11	経歴書	約款第10条第1項	契約締結の日から14日以内 （変更はその都度）	2	現場代理人等通知書に添付 ※注1
12	工事履行報告書	約款第11条	翌月の5営業日以内	1	
13	工事関係者措置請求書	約款第12条第1項、第2項	その都度	—	
14	工事材料検査（確認）について	約款第13条第2項	その都度	2	
15					
16	支給・貸与品要求書	仕様 1-10 第1項	使用開始日の14日前まで	1	
17	支給品受領書	約款第15条第3項	引渡の日から7日以内	1	関連：様式16
18	支給品精算書	約款第15条第9項	その都度	2	2部提出1部返却
19	貸与品借用書	約款第15条第3項	引渡の日から7日以内	1	関連：様式16
20	貸与品返納書	約款第15条第9項	その都度	2	2部提出1部返却

※注1 ・受注者は、下請負代金額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上のときは監理技術者を、それ未満のときは主任技術者を必ず現場におかなければなりません。  
 ・現場代理人と主任技術者等の兼務は認められています。

※注1 ・受注者は、下請負代金額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上のときは監理技術者を、それ未満のときは主任技術者を必ず現場におかなければなりません。  
 ・現場代理人と主任技術者等の兼務は認められています。

※様式 4-2、4-3 を削除

仙台市水道局工事共通仕様書（土木・配管工事編）（令和5年4月改定）新旧比較表

改訂前	改訂後
<p data-bbox="203 491 1016 547">付則4 配管工事標準図集</p> <p data-bbox="479 1166 741 1209">令和3年6月</p> <p data-bbox="315 1347 904 1401">仙台市水道局</p>	<p data-bbox="1234 491 2047 547">付則4 配管工事標準図集</p> <p data-bbox="1532 1166 1738 1209">令和5年4月</p> <p data-bbox="1346 1347 1935 1401">仙台市水道局</p>

仙台市水道局工事共通仕様書（土木・配管工事編）（令和5年4月改定）新旧比較表

改訂前

改訂後

付則4 配管工事標準図集 ～（略）～

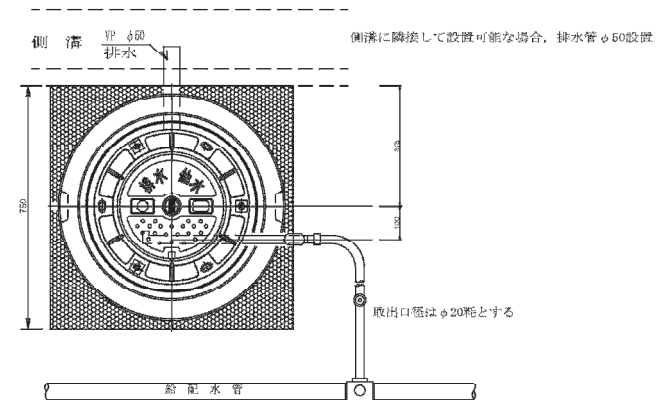
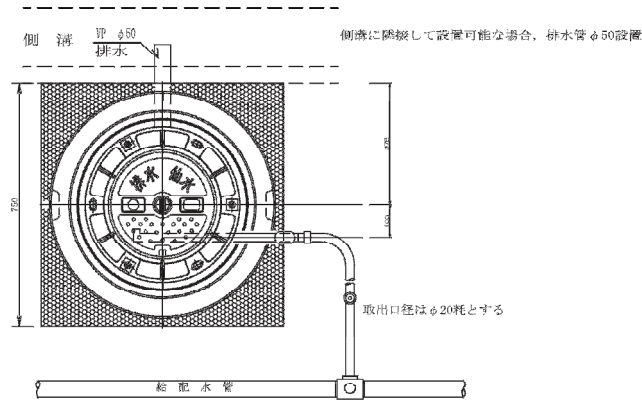
付則4 配管工事標準図集 ～（略）～

図面名称	排流装置設置工	随時放流	標準図番号	排-2
------	---------	------	-------	-----

図面名称	排流装置設置工	随時放流 標準型	標準図番号	排-2
------	---------	-------------	-------	-----

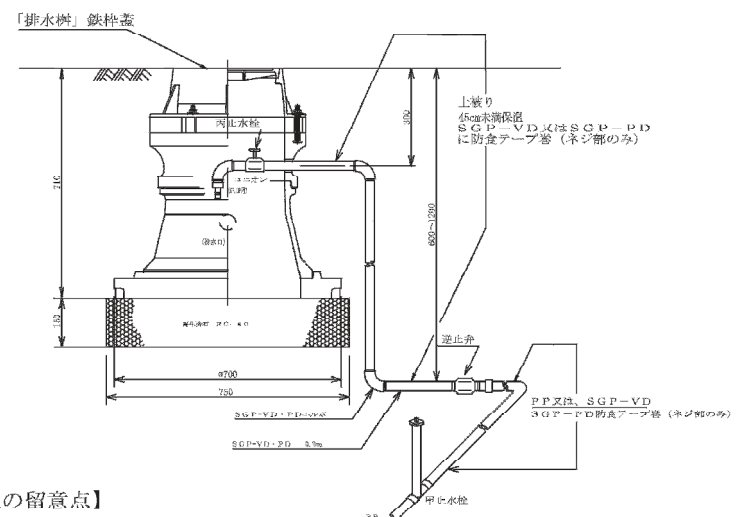
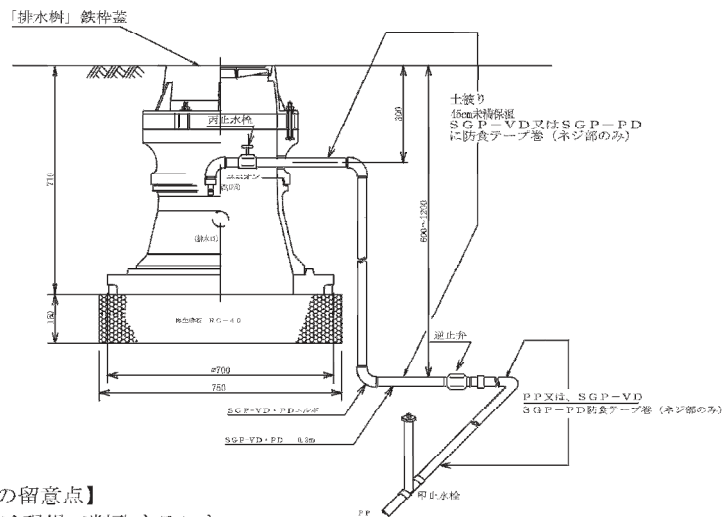
平面図 (令和3年4月改定)

平面図 (令和3年4月改定)



断面図

断面図



【設置上の留意点】  
排水口は現場で削孔すること。

【設置上の留意点】  
排水口は現場で削孔すること。

仙台市水道局工事共通仕様書（土木・配管工事編）（令和5年4月改定）新旧比較表

改訂前	改訂後				
<div data-bbox="524 715 725 754" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">新規追加</div>	図面名称	排水装置設置工	随時放流 簡易型	標準図番号	排-3
平面図		<p style="font-size: small;">※ 道路側縁に対して垂直に接続すると排水時に水撥ね及び水撃音が発生するため、道路側縁に対し45°程度の角度をつけ、水撥ね及び水撃音を緩和し、（排水管については、道路側縁の有効範囲を阻害しないよう設置する。）</p>			
断面図					
以下標準図番号の修正 排-3→排-4 排-4→排-5					

仙台市水道局工事共通仕様書（土木・配管工事編）（令和5年4月改定）新旧比較表

改訂前				改訂後			
仙台市水道局 土木・配管工事関係共通仕様書等 改定経過				仙台市水道局 土木・配管工事関係共通仕様書等 改定経過			
昭和53年9月1日	「工事共通仕様書」 「管工事編細則」			昭和53年9月1日	「工事共通仕様書」 「管工事編細則」		
昭和59年4月1日	「管工事共通仕様書」			昭和59年4月1日	「管工事共通仕様書」		
平成元年4月1日	「水道工事共通仕様書」			平成元年4月1日	「水道工事共通仕様書」		
平成3年8月1日	「工事共通仕様書（土木・管工事編）」	制定		平成3年8月1日	「工事共通仕様書（土木・管工事編）」	制定	
平成10年4月1日	〃	改定		平成10年4月1日	〃	改定	
平成16年4月1日	〃	改定		平成16年4月1日	〃	改定	
平成18年4月1日	〃	改定		平成18年4月1日	〃	改定	
平成18年10月1日	〃	一部改定		平成18年10月1日	〃	一部改定	
平成19年4月1日	〃	一部改定		平成19年4月1日	〃	一部改定	
平成23年5月1日	〃	一部改定		平成23年5月1日	〃	一部改定	
平成24年4月1日	〃	一部改定		平成24年4月1日	〃	一部改定	
平成25年4月1日	〃	改定		平成25年4月1日	〃	改定	
平成26年4月1日	〃	改定		平成26年4月1日	〃	改定	
平成27年4月1日	「工事共通仕様書（土木・配管工事編）」	改定		平成27年4月1日	「工事共通仕様書（土木・配管工事編）」	改定	
平成28年4月1日	〃	改定		平成28年4月1日	〃	改定	
平成29年4月1日	〃	改定		平成29年4月1日	〃	改定	
平成30年4月1日	〃	改定		平成30年4月1日	〃	改定	
平成31年4月1日	〃	改定		平成31年4月1日	〃	改定	
令和2年4月1日	〃	改定		令和2年4月1日	〃	改定	
令和4年4月1日	〃	改定		令和4年4月1日	〃	改定	
				令和5年4月1日	〃	改定	

工事共通仕様書（土木・配管工事編）				工事共通仕様書（土木・配管工事編）			
初版	平成3年8月1日	改定版	平成31年4月1日	初版	平成3年8月1日	改定版	平成31年4月1日
改定版	平成10年4月1日	改定版	令和2年4月1日	改定版	平成10年4月1日	改定版	令和2年4月1日
改定版	平成16年4月1日	改定版	令和4年4月1日	改定版	平成16年4月1日	改定版	令和4年4月1日
改定版	平成18年4月1日			改定版	平成18年4月1日	改定版	令和5年4月1日
改定版	平成25年4月1日			改定版	平成25年4月1日		
改定版	平成26年4月1日			改定版	平成26年4月1日		
改定版	平成27年4月1日			改定版	平成27年4月1日		
改定版	平成28年4月1日			改定版	平成28年4月1日		
改定版	平成29年4月1日			改定版	平成29年4月1日		
改定版	平成30年4月1日			改定版	平成30年4月1日		
編集	水道局設計・積算基準担当者連絡会議（土木・配管工事部会）			編集	水道局設計・積算基準担当者連絡会議（土木・配管工事部会）		
発行	仙台市水道局			発行	仙台市水道局		